**介護支援専門員証交付等手数料の変更について**

令和２年３月１８日

福島県高齢福祉課

福島県介護保険法施行条例の一部改正により、介護支援専門員証交付等手数料が下記のとおり改定となりますのでお知らせします。

更新等の申請を予定している方は、変更内容に御留意ください。

記

**１　変更日**　**令和２年４月１日（4月1日到着分より適用）**

**２　変更内容**　介護支援専門員証交付等手数料について、**福島県収入証紙**

**２，２００円**に価格を変更（旧交付手数料２，０００円）

**３　該当の手続き**

**（１）介護支援専門員証の交付**

　　　実務研修及び再研修後に交付を受ける場合

**（２）介護支援専門員証の書換え交付**

氏名を変更した場合

**（３）介護支援専門員証の再交付**

汚損及び紛失した場合

**（４）法第６９条の７第５項に基づく介護支援専門員証の交付**

他県からの転入に伴い交付を希望する場合

**（５）介護支援専門員証の更新**

　　　更新のための研修を受講後し、有効期間を延長する場合

**４　その他**

様式及び郵送先は福島県高齢福祉課ホームページに掲載しています。

　　**掲載先：福島県高齢福祉課　介護支援専門員関係**

　　**https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/shikenkekka-h30.html**

（事務連絡　介護事業者担当　保健技師　熊田　024-521-7745）